様式第13号（第18条関係）

基準適合認定申請添付図書確認表

|  |  |
| --- | --- |
| 認定申請に必要となる図書 | ﾁｪｯｸ欄 |
| 共通図書 |  |
|  |  | 認定申請建築物の現況調査書（別記様式第７号） | □ |
|  | 委任状 | □ |
|  | 建築士免許等の写し | □ |
|  | 耐震診断資格者を証する書類の写し（耐震診断を伴う場合に限る） | □ |
|  |  |  |
| 耐震関係規定に適合するものとして申請する場合（省令第33条第1項第1号） |  |
|  | （省令）別記第12号様式 | □ |
| 構造計算書（省令第28条第1項の表の（ろ）項に定める事項を明示） | □ |
| 省令第33条第1項の表に掲げる図書  |  |
|  |  | 付近見取図（省令第33条第１項の表に定める事項を明示） | □ |
|  | 配置図　　（　　　　　　　　　〃　　 　　　　　　　） | □ |
|  | 各階平面図（　　　　　　　　　〃　　 　　　　　　　） | □ |
|  | 基礎伏図　（　　　　　　　　　〃　　 　　　　　　　） | □ |
|  | 各階床伏図（　　　　　　　　　〃　　 　　　　　　　） | □ |
|  | 小屋伏図　（　　　　　　　　　〃　　 　　　　　　　） | □ |
|  | 構造詳細図（　　　　　　　　　〃　　 　　　　　　　） | □ |
| 耐震関係規定に適合するものとして申請する場合（省令第33条第1項第２号） |  |
|  | （省令）別記第12号様式 | □ |
|  | 検査済証の写し | □ |
|  | 省令第33条第1項の表に掲げる図書  |  |
|  |  | 付近見取図（省令第33条第１項の表に定める事項を明示） | □ |
|  | 配置図　　（　　　　　　　　　〃　　 　　　　　　　） | □ |
|  | 各階平面図（　　　　　　　　　〃　　 　　　　　　　） | □ |
|  | 基礎伏図　（　　　　　　　　　〃　　 　　　　　　　） | □ |
|  | 各階床伏図（　　　　　　　　　〃　　 　　　　　　　） | □ |
|  | 小屋伏図　（　　　　　　　　　〃　　 　　　　　　　） | □ |
|  | 構造詳細図（　　　　　　　　　〃　　 　　　　　　　） | □ |
| 中間検査合格証の写しまたは中間検査の対象でない一戸建ての住宅は、全部事項証明書（建物の登記簿謄本）等により住宅金融公庫の融資を受けて建設されたことが確認できるもの（建築基準法第6条第1項第4号に規定する建築物に限る） | □ |

|  |  |
| --- | --- |
| 耐震診断基準に適合するものとして申請する場合（省令第33条第２項第１号） |  |
|  | （省令）別記第13号様式 | □ |
|  | （省令）別記第６号様式（木造部分を含む場合のみ） | □ |
|  | 耐震診断の結果または耐震改修の計画が適正であることを証する | □ |
|  | 省令第33条第1項の表に掲げる図書  |  |
|  |  | 付近見取図（省令第33条第１項の表に定める事項を明示） | □ |
|  | 配置図　　（　　　　　　　　　　　〃　　 　　　　　　　　） | □ |
|  | 各階平面図（　　　　　　　　　　　〃　　 　　　　　　　　） | □ |
|  | 基礎伏図　（　　　　　　　　　　　〃　　 　　　　　　　　） | □ |
|  | 各階床伏図（　　　　　　　　　　　〃　　 　　　　　　　　） | □ |
|  | 小屋伏図　（　　　　　　　　　　　〃　　 　　　　　　　　） | □ |
|  | 構造詳細図（　　　　　　　　　　　〃　　 　　　　　　　　） | □ |
| 耐震診断基準に適合するものとして申請する場合（省令第33条第２項第２号） |  |
|  | （省令）別記第12号様式 | □ |
|  | 検査済証の写し | □ |
|  | 省令第33条第1項の表に掲げる図書  |  |
|  |  | 付近見取図（省令第33条第１項の表に定める事項を明示） | □ |
|  | 配置図　　（　　　　　　　　　　　〃　　 　　　　　　　　） | □ |
|  | 各階平面図（　　　　　　　　　　　〃　　 　　　　　　　　） | □ |
|  | 基礎伏図　（　　　　　　　　　　　〃　　 　　　　　　　　） | □ |
|  | 各階床伏図（　　　　　　　　　　　〃　　 　　　　　　　　） | □ |
|  | 小屋伏図　（　　　　　　　　　　　〃　　 　　　　　　　　） | □ |
|  | 構造詳細図（　　　　　　　　　　　〃　　 　　　　　　　　） | □ |
| 中間検査合格証の写しまたは中間検査の対象でない一戸建ての住宅は、全部事項証明書（建物の登記簿謄本）等により住宅金融公庫の融資を受けて建設されたことが確認できるもの（建築基準法第6条第1項第4号に規定する建築物に限る） | □ |

＊　報告を行う建築物に、エキスパンションジョイント等のみで接している部分がある場合は、当該部分を図書（配置図、各階平面図）に記載してください。

＊　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。